

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	神姫バス株式会社		コード	9083
提出日	2022/6/17	異動（予定）日	2022/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	上門一裕	社外取締役	○												○			有
2	澤田 恒	社外監査役	○											△				有
3	石田昭二	社外監査役	○							△								有
4	藤岡資正	社外取締役	○												○			有
5	殿村美樹	社外取締役	○													○		有
6	秦 雅夫	社外取締役	○													○		有
7	三谷康生	社外取締役	○													○		有
8	岩崎和文	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	上門一裕氏は山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長であり、当社代表取締役社長である長尾真が同社の社外取締役に就任しておりますので、相互就任の関係にあります。役員を相互に派遣しているのは、同社は当社と同じ地域密着型の交通事業者であるため、お互いの経営について助言し合うことが両社にとって有益であると判断しております。	上門一裕氏は山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長であり、当社と同じ交通事業に携わる経営者として培った経験、見識により、社外取締役としての適切な職務執行が期待できるものと判断し選任しているものであります。なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
2	澤田恒氏は澤田・中上・森法律事務所の弁護士であり、同事務所と当社は2018年3月まで顧問契約を締結しておりました。	澤田恒氏は澤田・中上・森法律事務所の弁護士であり、弁護士としての専門的見地から、当社コンプライアンス体制への助言等、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し選任しているものであります。また、証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
3	石田昭二氏は当社の主要取引銀行の一行である株式会社三井住友銀行（旧株式会社太陽神戸銀行）に入行後、執行役員姫路法人営業第一部長などを歴任し、2008年6月に退職しております。	石田昭二氏は長年にわたる金融機関での業務執行で培った財務および会計についての経験、見識を有し、経営者としても豊富な知識と経験があるため、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し選任しているものであります。また、同氏は株式会社三井住友銀行を退職して10年以上経過していることから証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はありません。以上のことから、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
4		藤岡資正氏は国内外のビジネススクールで教授職を務めるなど、会計・経営学に精通し、また、数多くの法人へのコンサルティング実績があり、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しているため、社外取締役としての適切な職務執行が期待できるものと判断し選任しているものであります。なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
5		殿村美樹氏は地域・企業活性化に関する公職を務めるなど地方創生・地域ブランド戦略に精通し、また、数多くの自治体・企業のプロジェクトに携わり、起業家として企業経営に関する豊富な知識・経験を有しているため、社外取締役としての適切な職務執行が期待できるものと判断し、選任しているものであります。なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
6		秦雅夫氏は阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役副社長および阪神電気鉄道株式会社の代表取締役社長であり、当社と同じ交通事業に携わる経営者として培った経験、見識により、社外取締役としての適切な職務執行が期待できるものと判断し選任しているものであります。なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
7		三谷康生氏はM&Aアドバイザーのスペシャリストとして、様々な業界に精通し、財務・法務等の分野に精通しております。また、上場企業の執行役員や子会社社長も歴任し、企業経営に関する豊富な知識、経験も有しているため社外取締役としての適切な職務執行が期待できるものと判断し、選任しているものであります。なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされうる事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
8		岩崎和文氏は過去に社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士・税理士として培われた財務および会計についての経験、見識を有しております。 その経験と知見による当社の経営の適法性・効率性の確保を期待できるものと判断し、社外監査役として選任しているものであります。なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされうる事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。